

香川県広域水道企業団条例第3号

香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例及び香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

(香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前														
<p>(経営の基本) 第3条 略</p> <p>(組織) 第4条 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水対象</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略 観音寺市 観音寺町、茂木町一丁目、茂木町二丁目、茂木町三丁目、茂木町四丁目、茂木町五丁目、茂西町一丁目、茂西町二丁目、有明町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、坂本町一丁目、坂本町二丁目、坂本町三丁目、坂本町四丁目、坂本町五丁目、坂本町六丁目、坂本町七丁目、幸町、栄町一丁目、</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			給水対象	給水人口	1日最大給水量	略 観音寺市 観音寺町、茂木町一丁目、茂木町二丁目、茂木町三丁目、茂木町四丁目、茂木町五丁目、茂西町一丁目、茂西町二丁目、有明町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、坂本町一丁目、坂本町二丁目、坂本町三丁目、坂本町四丁目、坂本町五丁目、坂本町六丁目、坂本町七丁目、幸町、栄町一丁目、	略		<p>(経営の基本) 第3条 略 2 水道事業の給水対象、給水人口及び1日最大給水量は、別表第1のとおりとする。 3 略</p> <p>(組織) 第4条 略 2 略 3 ブロック統括センター及び広域送水管理センターの名称、位置及び所管区域は、別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水対象</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略 観音寺市 観音寺町、茂木町一丁目、茂木町二丁目、茂木町三丁目、茂木町四丁目、茂木町五丁目、茂西町一丁目、茂西町二丁目、有明町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、坂本町一丁目、坂本町二丁目、坂本町三丁目、坂本町四丁目、坂本町五丁目、坂本町六丁目、坂本町七丁目、幸町、栄町一丁目、</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			給水対象	給水人口	1日最大給水量	略 観音寺市 観音寺町、茂木町一丁目、茂木町二丁目、茂木町三丁目、茂木町四丁目、茂木町五丁目、茂西町一丁目、茂西町二丁目、有明町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、坂本町一丁目、坂本町二丁目、坂本町三丁目、坂本町四丁目、坂本町五丁目、坂本町六丁目、坂本町七丁目、幸町、栄町一丁目、	略	
給水対象	給水人口	1日最大給水量															
略 観音寺市 観音寺町、茂木町一丁目、茂木町二丁目、茂木町三丁目、茂木町四丁目、茂木町五丁目、茂西町一丁目、茂西町二丁目、有明町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、坂本町一丁目、坂本町二丁目、坂本町三丁目、坂本町四丁目、坂本町五丁目、坂本町六丁目、坂本町七丁目、幸町、栄町一丁目、	略																
給水対象	給水人口	1日最大給水量															
略 観音寺市 観音寺町、茂木町一丁目、茂木町二丁目、茂木町三丁目、茂木町四丁目、茂木町五丁目、茂西町一丁目、茂西町二丁目、有明町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、坂本町一丁目、坂本町二丁目、坂本町三丁目、坂本町四丁目、坂本町五丁目、坂本町六丁目、坂本町七丁目、幸町、栄町一丁目、	略																

栄町二丁目、栄町三丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、南町五丁目、西本町一丁目、西本町二丁目、港町一丁目、港町二丁目、三本松町一丁目、三本松町二丁目、三本松町三丁目、三本松町四丁目、琴浪町一丁目、琴浪町二丁目、瀬戸町一丁目、瀬戸町二丁目、瀬戸町三丁目、瀬戸町四丁目、風瀬町、高屋町、室本町、流岡町、村黒町、植田町、出作町、柞田町、木之郷町、新田町、原町、池之尻町、栗井町、中田井町、本大町、古川町、吉岡町、伊吹町、大野原町有木（落合に限る。）、大野原町田野々（尾合谷を除く。）、大野原町内野々、大野原町井関、大野原町萩原、大野原町大野原、大野原町花稲、大野原町中姫、大野原町丸井、大野原町福田原、大野原町青岡、豊浜町和田浜、豊浜町姫浜、豊浜町和田及び豊浜町箕浦（ただし、一部山間部を除く。）

略

栄町二丁目、栄町三丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、南町五丁目、西本町一丁目、西本町二丁目、港町一丁目、港町二丁目、三本松町一丁目、三本松町二丁目、三本松町三丁目、三本松町四丁目、琴浪町一丁目、琴浪町二丁目、瀬戸町一丁目、瀬戸町二丁目、瀬戸町三丁目、瀬戸町四丁目、高屋町、室本町、流岡町、村黒町、植田町、出作町、柞田町、木之郷町、新田町、原町、池之尻町、栗井町、中田井町、本大町、古川町、吉岡町、伊吹町、大野原町有木（落合に限る。）、大野原町田野々（尾合谷を除く。）、大野原町内野々、大野原町井関、大野原町萩原、大野原町大野原、大野原町花稲、大野原町中姫、大野原町丸井、大野原町福田原、大野原町青岡、豊浜町和田浜、豊浜町姫浜、豊浜町和田及び豊浜町箕浦（ただし、一部山間部を除く。）

略

別表第3（第4条関係）

略

別表第3（第4条関係）

名称	位置	所管区域
略		
西讃ブロック統括センター	観音寺市	給水条例第29条に規定する旧観音寺市水道事業の給水区域及び旧三豊市水道事業の給水区域
略		

（香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正）

第2条 香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（料金）</p> <p>第29条 旧高松市水道事業の給水区域（高松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年高松市条例第24号）附則第3項第1号の規定による廃止前の高松市水道事業給水条例（昭和34年</p>	<p>（料金）</p> <p>第29条 旧高松市水道事業の給水区域（高松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年高松市条例第24号）附則第3項第1号の規定による廃止前の高松市水道事業給水条例（昭和34年</p>

高松市条例第13号。以下「旧高松市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧丸亀市水道事業の給水区域(丸亀市水道事業廃止に伴う関係条例の整理に関する条例(平成30年丸亀市条例第5号)第7条の規定による廃止前の丸亀市水道事業給水条例(平成17年丸亀市条例第170号。以下「旧丸亀市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧坂出市水道事業の給水区域(坂出市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年坂出市条例第2号)第1条第2号の規定による廃止前の坂出市水道事業給水条例(昭和35年坂出市条例第1号。以下「旧坂出市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧善通寺市水道事業の給水区域(善通寺市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年善通寺市条例第2号)第1条の規定による廃止前の善通寺市水道事業給水条例(平成9年善通寺市条例第36号。以下「旧善通寺市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧観音寺市水道事業の給水区域(観音寺市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年観音寺市条例第1号)附則第2項第2号の規定による廃止前の観音寺市水道事業給水条例(平成17年観音寺市条例第200号。以下「旧観音寺市給水条例」という。)の適用を受けていた区域及び観音寺市風瀬町の区域をいう。以下同じ。)、旧さぬき市水道事業の給水区域(さぬき市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年さぬき市条例第1号)第3号の規定による廃止前のさぬき市水道事業給水条例(平成14年さぬき市条例第191号。以下「旧さぬき市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧東かがわ市水道事業の給水区域(東かがわ市水道条例等を廃止する条例(平成29年東かがわ市条例第31号)第1号の規定による廃止前の東かがわ市水道条例(平成15年東かがわ市条例第145号。以下「旧東かがわ市水道条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧三豊市水道事業の給水区域(三豊市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年三豊市条例第1号)附則第9項の規定による改正前の三豊市水道事業給水条例(平成18年三豊市条例第244号。以下「旧三豊市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧土庄町水道事業の給水区域(土庄町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年土庄町条例第38号)第5条第4号の規定による廃止前の土庄町水道事業給水条例(昭和43年土庄町条例第6号。以下「旧土庄町給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧小豆島町水道事業の給水区域(小豆島町

高松市条例第13号。以下「旧高松市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧丸亀市水道事業の給水区域(丸亀市水道事業廃止に伴う関係条例の整理に関する条例(平成30年丸亀市条例第5号)第7条の規定による廃止前の丸亀市水道事業給水条例(平成17年丸亀市条例第170号。以下「旧丸亀市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧坂出市水道事業の給水区域(坂出市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年坂出市条例第2号)第1条第2号の規定による廃止前の坂出市水道事業給水条例(昭和35年坂出市条例第1号。以下「旧坂出市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧善通寺市水道事業の給水区域(善通寺市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年善通寺市条例第2号)第1条の規定による廃止前の善通寺市水道事業給水条例(平成9年善通寺市条例第36号。以下「旧善通寺市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧観音寺市水道事業の給水区域(観音寺市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年観音寺市条例第1号)附則第2項第2号の規定による廃止前の観音寺市水道事業給水条例(平成17年観音寺市条例第200号。以下「旧観音寺市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧さぬき市水道事業の給水区域(さぬき市水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成30年さぬき市条例第1号)第3号の規定による廃止前のさぬき市水道事業給水条例(平成14年さぬき市条例第191号。以下「旧さぬき市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧東かがわ市水道事業の給水区域(東かがわ市水道条例等を廃止する条例(平成29年東かがわ市条例第31号)第1号の規定による廃止前の東かがわ市水道条例(平成15年東かがわ市条例第145号。以下「旧東かがわ市水道条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧三豊市水道事業の給水区域(三豊市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例(平成30年三豊市条例第1号)附則第9項の規定による改正前の三豊市水道事業給水条例(平成18年三豊市条例第244号。以下「旧三豊市給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧土庄町水道事業の給水区域(土庄町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年土庄町条例第38号)第5条第4号の規定による廃止前の土庄町水道事業給水条例(昭和43年土庄町条例第6号。以下「旧土庄町給水条例」という。)の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。)、旧小豆島町水道事業の給水区域(小豆島町水道事業の設置等に関する条例を

水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年小豆島町条例第16号）附則第3項第3号の規定による廃止前の小豆島町水道事業給水条例（平成18年小豆島町条例第153号。以下「旧小豆島町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧三木町水道事業の給水区域（三木町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年三木町条例第9号）附則第2項第1号の規定による廃止前の三木町水道事業給水条例（昭和44年三木町条例第17号。以下「旧三木町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧宇多津町水道事業の給水区域（宇多津町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年宇多津町条例第1号）第1条第3号の規定による廃止前の宇多津町水道事業給水条例（昭和43年宇多津町条例第10号。以下「旧宇多津町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧綾川町水道事業の給水区域（綾川町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年綾川町条例第6号）附則第3項第2号の規定による廃止前の綾川町水道事業給水条例（平成18年綾川町条例第137号。以下「旧綾川町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧琴平町水道事業の給水区域（琴平町組織改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年琴平町条例第1号）第9条第3号の規定による廃止前の琴平町水道事業給水条例（平成9年琴平町条例第15号。以下「旧琴平町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧多度津町水道事業の給水区域（多度津町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成29年多度津町条例第28号）附則第2項第3号の規定による廃止前の多度津町水道事業給水条例（昭和49年多度津町条例第30号。以下「旧多度津町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧まんのう町水道事業の給水区域（まんのう町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成30年まんのう町条例第10号）第3号の規定による廃止前のまんのう町水道事業給水条例（平成18年まんのう町条例第158号。以下「旧まんのう町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）及び旧香川県五色台水道事業の給水区域（水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例（平成30年香川県条例第23号）第1条第2号の規定による廃止前の香川県五色台水道事業給水条例（昭和41年香川県条例第3号。以下「旧五色台給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）（第34条第2項において「旧給水区域」という。）における料金は、それぞれ別表1から別表17までのとおりとする。

廃止する条例（平成30年小豆島町条例第16号）附則第3項第3号の規定による廃止前の小豆島町水道事業給水条例（平成18年小豆島町条例第153号。以下「旧小豆島町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧三木町水道事業の給水区域（三木町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年三木町条例第9号）附則第2項第1号の規定による廃止前の三木町水道事業給水条例（昭和44年三木町条例第17号。以下「旧三木町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧宇多津町水道事業の給水区域（宇多津町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年宇多津町条例第1号）第1条第3号の規定による廃止前の宇多津町水道事業給水条例（昭和43年宇多津町条例第10号。以下「旧宇多津町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧綾川町水道事業の給水区域（綾川町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年綾川町条例第6号）附則第3項第2号の規定による廃止前の綾川町水道事業給水条例（平成18年綾川町条例第137号。以下「旧綾川町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧琴平町水道事業の給水区域（琴平町組織改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年琴平町条例第1号）第9条第3号の規定による廃止前の琴平町水道事業給水条例（平成9年琴平町条例第15号。以下「旧琴平町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧多度津町水道事業の給水区域（多度津町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成29年多度津町条例第28号）附則第2項第3号の規定による廃止前の多度津町水道事業給水条例（昭和49年多度津町条例第30号。以下「旧多度津町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）、旧まんのう町水道事業の給水区域（まんのう町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成30年まんのう町条例第10号）第3号の規定による廃止前のまんのう町水道事業給水条例（平成18年まんのう町条例第158号。以下「旧まんのう町給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）及び旧香川県五色台水道事業の給水区域（水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例（平成30年香川県条例第23号）第1条第2号の規定による廃止前の香川県五色台水道事業給水条例（昭和41年香川県条例第3号。以下「旧五色台給水条例」という。）の適用を受けていた区域をいう。以下同じ。）（第34条第2項において「旧給水区域」という。）における料金は、それぞれ別表1から別表17までのとおりとする。

(加入金)
第34条 略

別表5 (第29条関係)
略

別表22 (第34条関係)
略

(加入金)
第34条 略

2 給水装置の新設の申込者から徴収する加入金の区分及び金額は、旧給水区域の区分に応じ、それぞれ別表18から別表33までに定める金額（次項において「区分金額」という。）のとおりとする。

3・4 略

別表5 (第29条関係)

旧観音寺市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

略

備考

略

別表22 (第34条関係)

旧観音寺市水道事業の給水区域における加入金

略

備考 略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、企業長が定める。